

# 覚書

2024年12月26日



**Next  
Bharat**  
A SUZUKI INITIATIVE



本覚書は、以下の当事者間で締結される。

日本国静岡県浜松市（市長 中野 祐介）

所在地：静岡県浜松市中央区元城町 103 番地の 2

及び

ネクストバーラトベンチャーズ IFSC プライベートルIMITED（Vipul Nath Jindal 氏を代表とする）

所在地：FF 42, Pragma Accelerator, Block 15, Zone 1, GIFT SEZ, GIFT City, Gandhi Nagar - 382355, Gujarat, India

会社法人等番号：U64990GJ2024FTC147619

納税者番号：AAJCN3487A

本覚書はネクストバーラトベンチャーズ IFSC プライベートルIMITEDの関連会社およびその子会社を含む関係会社にも適用される。

浜松市およびネクストバーラトベンチャーズ IFSC プライベートルIMITEDを総称して「両当事者」と言う。

## 第 1 条 目的

本覚書の目的は、両当事者間の産業交流を促進し、浜松市をインドと日本産業連携の架け橋として位置付け、地域の産業成長に寄与することを目的とする。

## 第 2 条 協力範囲

両当事者は、以下の分野の取り組みを推進するため、人材交流、知識共有、機会創出などを行うものとする。

1. インドのスタートアップと浜松企業とのネットワーク構築
2. スタートアップをはじめとするインド企業の市場調査と浜松市への進出の促進
3. 浜松企業のインドへの市場調査と進出の促進

### 第3条 有効期間

1. 本覚書は、署名した日から効力を発するものとする。
2. 本覚書の有効期間は、5年間とし、両当事者の合意に基づき延長できるものとする。
3. 当事者のいずれかが6カ月前に書面で通知することで、本覚書を解約することができる。
4. 本覚書が解約された場合、本覚書に基づく取り決めや実施中のプログラムは、両当事者の合意の範囲において効力を持たせることができる。

### 第4条 法的効力

本覚書は、法的拘束力を持つ文書ではなく、いずれの当事者にとっても遵守すべき義務を伴うものではないことを了解する。

### 第5条 その他

本覚書に定めるもののほか、必要な事項は両当事者の同意の上、決定する。

本覚書に基づく協力は、両当事者が本覚書に署名した日に発効する。本覚書は2024年12月26日にインド工科大学ハイデラバード校にて日本語及び英語でそれぞれ2通の正本を作成・署名し、両当事者が1部ずつ保管する。

2024年12月26日

日本国静岡県浜松市

ネクストバーラトベンチャーズ

IFSC プライベートリミテッド

中野祐介

浜松市長

ヴィプール・ナット・ジンダル

社長